

令和2年度 事業報告

1、運営委員会兼理事会等各種会議の開催及び連絡協議会への参加

- 4月16日→第1回理事会・第1回運営委員会（クラブハウス）
- 5月28日→第1回理事会・第2回運営委員会・（クラブハウス）
- 6月15日→第7回定期総会（四ッ谷区公民館）
- 9月 4日→東信地区 総合型地域スポーツクラブネットワークアクション参加
- 10月18日→第2回理事会・第3回運営委員会（クラブハウス）
- 11月 1日→東信地区 スポーツ指導者連携会議参加
- 11月15日→第4回運営委員会（クラブハウス）
- 12月20日→第5回運営委員会（クラブハウス）

2、定期的・継続的に行うスポーツ教室等

1) ノルディックウォーク教室（小諸市内各所） 34回実施

1/20, 1/27, 2/3, 2/7, 2/7, 2/21, 3/2, 3/6, 3/9, 3/16, 3/23, 4/6, 4/17, 6/1,
6/5, 6/15, 7/3, 7/17, 7/20, 10/2, 10/5, 10/12, 10/16, 10/19, 10/26, 11/2,
11/6, 11/16, 11/30, 12/4, 12/7, 12/18, 12/21

2) 陸上教室（小諸市総合運動場 他） 25回実施

1/11, 1/18, 1/25, 2/1, 2/8, 2/15, 6/6, 6/19, 6/27, 7/11, 7/18, 8/22, 8/29,
9/12, 9/26, 10/3, 10/17, 10/24, 10/31, 11/7, 11/14, 11/21, 11/28, 12/5, 12/12

アスリートコース（佐久陸上競技場 他） 24回実施

1/15, 1/22, 2/5, 2/19, 2/26, 3/25, 4/8, 6/16, 6/24, 7/1, 7/8, 7/29, 8/19,
8/26, 9/2, 9/16, 9/16, 9/29, 10/14, 10/21, 10/28, 11/4, 11/11, 11/25

3) 総合フィットネス教室（北大井地区児童地域交流センター） 実施

6/18, 7/2, 7/16, 9/3, 9/17, 10/15, 10/29, 11/5, 11/19, 12/3, 12/17

4) テニス教室（小諸市乙女湖公園運動場テニスコート） 18実施

6/1, 6/8, 6/15, 6/29, 7/20, 8/17, 8/24, 8/31, 9/7, 9/21, 9/28, 10/5, 10/12,

10/19, 10/26, 11/9

3、スポーツイベント、講習会等

- 1) 10月27日→小諸市中長距離陸上選手権（天池総合グラウンド）→中止
※代替として第1回あさまねCUP 陸上選手権開催
- 2) 11月24日→浅間嶺四ツ谷駅伝（小諸村田製作所グラウンド、四ツ谷地区内）→中止
- 3) 12月 7日→救急救命講習会（小諸消防署）→中止
- 4) 通 年 →広報活動
 - ・クラブ広報兼会員募集パンフレット作成配布
 - ・シャープペン（クラブ名入り）作成配布

令和3年度 事業計画（案）

1、運営委員会兼理事会等各種会議の開催及び連絡協議会への参加

- 4月 日→理事会（クラブハウス）
- 5月 日→理事会（クラブハウス）
- 6月 日→理事会（クラブハウス）
- 7月 日→理事会・運営委員会（クラブハウス）
- 8月 日→運営委員会（クラブハウス）
- 9月 日→運営委員会（クラブハウス）
- 9月 日→東信地区 総合型地域スポーツクラブネットワークアクション参加
- 10月 日→回理事会・運営委員会（クラブハウス）
- 11月 日→運営委員会（クラブハウス）
- 12月 日→運営委員会（クラブハウス）
- 1月 日→運営委員会（クラブハウス）
- 2月 日→運営委員会（クラブハウス）
- 3月 日→運営委員会（クラブハウス）

2、定期的・継続的に行うスポーツ教室等

1) ノルディックウォーク教室（小諸市内各所）

毎週月曜日・第1, 3金曜日

2) 陸上教室（小諸市総合運動場 他）

毎週土曜日

アスリートコース（佐久陸上競技場 他）

毎週水曜日

3) 総合フィットネス教室（北大井地区児童地域交流センター）

第1・2木曜日

4) テニス教室（小諸市乙女湖公園運動場テニスコート）

毎週月曜日

3、スポーツイベント、講習会等

- 1) 8月 日→親子バーベキュー大会
- 2) 10月 日→小諸市中長距離陸上選手権（天池総合グラウンド）
- 3) 11月 日→浅間嶺四ツ谷駅伝（小諸村田製作所グラウンド、四ツ谷地区内）
- 4) 12月 日→救急救命講習会（小諸消防署）
- 5) 通年 →広報活動
 - ・クラブ広報兼会員募集パンフレット作成配布
 - ・シャープペン（クラブ名入り）作成配布

浅間嶺スポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本会の名称は「浅間嶺(あさまね)スポーツクラブ」(以下本クラブという)と称し、長野県小諸市柏木467-6に事務局を置く。

(目的)

第2条 本クラブは地域内の子どもから高齢者まで、だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に年齢、性別、体力、目的に応じてスポーツやレクリエーションに親しみ参加できる環境を整備し、スポーツを通して、子どもたちの健全育成、参加者の心身の健康づくり、地域社会の活性化、コミュニケーションの場づくり、スポーツ振興を目的とした活動を行う。

(事業)

第3条 本クラブは前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室、スポーツ大会、スポーツイベントの開催
- (2) 各種講習会、研修会、講演会の開催
- (3) 各種競技会、スポーツ大会への参加
- (4) スポーツ交流会の開催
- (5) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業の開催

第2章 会員

(クラブの構成)

第4条 本クラブは次の者をもって構成する。

- (1) 正会員 (役員、運営委員)
- (2) クラブ会員 (教室、イベント等の参加者)

(入会)

第5条 入会については次に定める。

- (1) 原則として小諸市に在住、勤務する者とする。ただし希望すれば開催場所に自力参加できる者であれば入会を認める。
- (2) 本クラブの目的に賛同できる者に限る。

(脱会)

第6条 脱会は本人の自由とする。

(会費)

第7条 会費とは次のものをいう。

- (1)年会費
- (2)教室、イベント毎に定める参加費。

(会費の返還)

第8条 納入された会費は、原則として返還しない。

第3章 組織・役員

(役員)

第9条 本クラブには次の役員を置く。

- (1)代表 1名
- (2)副代表 1名
- (3)運営委員 必要な人数
- (4)会計 1名
- (5)事務局長 1名
- (6)監事 2名

(役員を選任・任期)

第10条 本クラブの役員は、総会において決定する。

- (1)役員任期は2年とし、役員任期満了となっても、後任者が就任するまでその任務を行う。
- (2)役員再任は妨げない。

(役員任務)

第11条 役員任務は次の通りとする。

- (1)代表は本クラブの総会を招集し、本クラブを統括し、本クラブを代表する。
- (2)副代表は代表を補佐し、不在時などにその代行役を果たす。
- (3)運営委員は本クラブの会務を分担する。
- (4)会計は本クラブの金銭出納を管理する。
- (5)事務局長は事務局を統括し、事務を担当する。
- (6)監事は本クラブの会計事務を監査する。

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は総会、運営委員会及び部会とする。

(総会)

第13条 総会は通常総会と臨時総会とする。

(総会の招集)

第14条

- (1) 通常総会は毎年1回、代表が通知状にてこれを召集する。
- (2) 総会は正会員の2分の1以上の参加をもって成立する。(委任状を含む)

(総会の議決事項)

第15条 総会において次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画及び収支予算案
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の制定・改定
- (5) その他本クラブの重要事項

(臨時総会)

第16条 本クラブの臨時総会は代表が必要と認める時、代表が召集する。

(運営委員会等)

第17条

- (1) 本クラブの円滑な運営のために運営委員会を設置し、代表がこれを召集する。
- (2) 運営委員会は代表、副代表、会計、事務局、運営委員、及び関係者をもって構成する。
- (3) 部会は代表、副代表、会計、事務局、監事をもって構成する。

第5章 会計

(経費)

第18条 本クラブの経費及び臨時の費用は以下をもって支弁する。

- (1) 入会金
- (2) 会費及び参加費
- (3) 事業収入
- (4) 助成金及び補助金(国、県、市など)
- (5) 寄付金、協賛金
- (6) その他

第19条 本クラブの資金、資産は会計が管理する。

第20条 本クラブの収支予算は総会の議決により定め、収支決算については監査を受けて、総会の承認を必要とする。

(会計年度)

第21条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第22条 会員はクラブの諸規定を遵守し、施設管理者及びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動する。これに反して盗難、傷害等の事故が発生しても、クラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

(保険の加入)

第23条

- (1) 会員はスポーツ保険に加入しなければならない。
- (2) 本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ保険の対象範囲のみ対応するものとし、保険の未加入者が活動中の事故について本クラブは一切の責任を負わない。
- (3) 事業によってはその都度一括保険に加入し保険料を徴収する。

第7章 諸規定

第24条 本クラブを円滑に運営するために諸規定を設けることができる。

附則 本規約は平成24年2月14日より施行する。
本規約は平成25年6月29日に改正し、平成25年4月1日から遡及して施行する。

スポーツは育てることができる。

こどもをひとり育てるには、約3000万円かかると言われていますが、

スポーツを育てるにもやはりお金がかかります。




選手や指導者の育成、グラウンドの芝生化、地域のスポーツ施設の整備。

そんな日本のスポーツ振興に役立てられているのが、totoとBIGの収益です。

買う人が、知らないうちに、日本のスポーツの育ての親になる。

「なんかいいっすね」香川選手はそう言って屈託なく笑うのです。



  の収益は、日本のスポーツの振興に役立てられています。  19歳未満の方の購入又は譲り受けは法律で禁じられています。私財金も受け取れません。 運営・販売: 独立行政法人日本スポーツ振興センター www.toto-dream.com

